

会則

第 1 条 (名称)

当チームは、大阪障がい者ゴルフチーム フェニックス(ODGT PHOENIX)という。

第 2 条 (目的)

当チームは、障がい者の社会参加を促進するとともに、会員相互の親睦を図る明朗健全な社交機関である。また、地域の障害者や高齢者がゴルフを通じて、自分の可能性に挑戦することの楽しさを実感し、生活習慣として運動を行うことで健康寿命の延伸を図る。

第 3 条 (活動)

当チームの活動は主に金曜日午後に関西府を中心に活動を行う。

【活動内容】

打球場やゴルフクリニック等で練習(大阪府下)。

アプローチ練習場での練習。

コース(ショートコース含む)でのラウンド。

その他、大会参加などのフォロー。

第 4 条 (会員種別)

このチームの会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 このチームの目的に賛同して入会する障害者個人。
- (2) 準会員 このチームの正会員の家族・友人。障害者を支援するために入会する個人。

第 5 条 (会員資格)

- 1 会員については、日常生活動作が自立している(身の回りのことが自分でできる)ものとする。
- 2 会員として入会しようとするものは、当チームが別に定める入会申込書により、選手会会長(以下、会長)もしくはサポーター代表(以下、代表)に申し込むものとする。
- 3 会長ならびに代表は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 会長ならびに代表は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって 本人にその旨を通知しなければならない。

第 6 条 (会費および会計)

- 1 会員は、役員会において別に定める年会費(保険料含む)を納入しなければならない。
正会員： 年会費 1,000 円 準会員： 年会費 0 円
年会費は年度ごとに役員会において決定する。

年会費は、当チームの運営費(保険料、郵送費、印刷代、広告費、コースの選定時の交通費など)として使用する。

2 会員は、年会費とは別に活動ごとに以下の活動費を支払わなければならない。

(1)施設利用料(練習場のボール代、コースのプレー費等)

(2)講師料(講師を招いた場合のみ)

3 当チームは、収益事業は行わない。活動終了後(12月ごろ)に会計報告を行う。

第7条(遵守事項)

1 会員名簿を多目的で使用しないこと。第三者への譲渡、販売、コピーはしてはならない。

2 活動への目的外参加(勧誘など)などや、物品の販売目的の参加は硬く禁ずる。

3 会員内での金銭の貸し借り、注文商品の先払いはトラブルの元になるのではではない。

4 出欠の連絡は【未定】の場合でも必ず発表されて1週間にすること。

第8条(会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して1年以上年会費を滞納したとき。

(4)遵守事項を著しく守れなかった場合。

(5)除名されたとき。

第9条(退会)

会員は退会届を会長もしくは代表に提出して、任意に退会することができる。

第10条(除名)

1 会員が次の各号の一に該当する場合には、役員会の議決により、これを除名することができる。

(1)この会則に違反したとき。

(2)当チームや他の会員の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第11条(役員)

当チームは、運営にあたり次の役員を置く(兼任あり)

選手会会長(会長)・・・・・・1名

サポーター代表(代表)・・・1名
選手会副会長・・・・・・・・・・1名
運営委員・・・・・・・・・・2名
会計・・・・・・・・・・2名

第 12 条 (役員を選出)

役員は、役員会の推薦により選出し承認する。

第 13 条 (職務)

1 会長ならびに代表はチームを代表し会務を総括する。主に事務、活動場所の確認、ボランティアの確保を行う。

2 会計はチームの金銭出納、金銭管理などの事務を行う。